

議第79号

三島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例案

第1条 三島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和63年
三島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第2条 三島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次
のように改正する。

第3条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の220」
を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1
日から施行する。

平成26年11月18日提出

三島市長 豊岡 武士